

建築基準法第 51 条ただし書許可基準

改正：令和 4 年 10 月 3 日

本基準は、建築基準法第 51 条ただし書許可について、本市が都市計画上支障がないと判断する基本的な判断基準を示すものである。

ただし、この基準の改正以前に許可を受けた建築物の敷地については、従前の基準等を勘案するとともに計画の内容、敷地の位置、敷地の周囲の状況、交通の状況、公共施設の整備の状況等から、本基準によることが必ずしも適切でないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき弾力的に運用するものとする。

記

1 都市計画等との整合

国、県又は本市に建築基準法第 51 条に規定する建築物（以下「51 条建築物」という。）に関する計画又は指針等が定められているときには、これらに整合するものであること。

2 用途地域

処理施設の用途に供する建築物にあつては、工業系用途地域（準工業地域で特別工業地区が定められている場合を除く。）に位置すること。

3 搬出入道路

幅員 15m 以上の道路（以下「幹線道路」という。）からの搬出入道路（以下「搬出入道路」という。）は幅員 6m 以上であること。ただし、処理能力が著しく大きなもの及び敷地規模の大きなものの当該搬出入道路の最低幅員については、個別に判断することとする。

4 保管施設

廃棄物の保管施設は、原則として建築物内に設置すること。また、保管の方法及び能力については適切なものとする。

5 緑 化

敷地面積の 20% 以上を周辺に対する緩衝緑地として緑化に努めること。

6 公害防止

公害関係法令等の適用対象外となる場合においても、これに準じて公害防止に努めること。

7 近隣説明等

- (1) 施設設置者は、51 条建築物の計画が確定したときは、許可申請の 20 日以上前に、次に掲げる関係者に対して説明を行うこと。

イ 敷地境界線から周囲 30m 以内にある土地及び建物の所有者及び居住者。ただし、大規模な工場等の一部で処理を行う場合にあっては、当該処理に係る建築物から周囲 50m 以内にある土地及び建物の所有者及び居住者

ロ 当該敷地又は搬出入道路を区域に含む町内会等の地元組織の代表者

- (2) 前項に規定する説明を行う際には、次に掲げる事項について説明を行うこと。ただし、口からホに掲げる事項については、処理施設の場合に限る。

イ 建築計画及び工事に関する事項

ロ 処理を行う廃棄物の内容

ハ 処理の方法

ニ 処理能力及び処理予定量

ホ 収集先及び処分先の予定

ヘ 幹線道路からの搬出入経路

ト 公害対策及び保安上の計画

チ 施設の維持及び管理体制

リ 許可申請時期

ヌ その他必要な事項